

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月26日
【会社名】	大成温調株式会社
【英訳名】	TAISEI ONCHO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 水谷 大介
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都品川区大井一丁目47番1号
【縦覧に供する場所】	大成温調株式会社横浜支店 (神奈川県横浜市中区太田町六丁目84番地2) 大成温調株式会社大阪支店 (大阪府大阪市北区堂島一丁目1番5号) 大成温調株式会社名古屋支店 (愛知県名古屋市中村区則武一丁目19番13号) 大成温調株式会社関東支店 (埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目34番地3) 大成温調株式会社東関東支店 (千葉県千葉市中央区新田町36番15号) 株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長 水谷大介は、財務報告に係る内部統制を構築・整備し、運用すること並びに内部統制報告書を作成する責任を有しております。当社は、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」及び「同実施基準」に基づいて、内部統制を構築・整備し、運用しております。

ただし、財務報告に係る内部統制には、統制担当者の判断の誤りや不注意等を防止できないという限界があり、財務報告の虚偽表示を予防、発見・是正しない場合があります。また、将来に起こる環境の変化等によって財務報告に係る内部統制の有効性の低下や不適合の可能性にあります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社は、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」及び「同実施基準」に基づいて、平成21年3月31日時点における財務報告に係る内部統制の評価を実施いたしました。

当該評価にあたり、当社及び連結子会社について、まず全社的な内部統制の評価を実施し、その評価結果を踏まえて業務プロセスの評価範囲を決定いたしました。業務プロセスについては、連結ベースでの売上高を基準に概ね3分の2を上回るように重要な事業拠点を選定した上で、金額的及び質的重要性の観点から評価範囲を決定いたしました。当社の事業目的に大きく係わる勘定科目は売上高、売掛金、棚卸資産であります。業務プロセスの範囲を決定するにあたっては、財務報告への質的な影響も考慮しリスクや重要性の高いプロセスについても評価対象といたしました。

評価対象となった内部統制について、整備状況及び運用状況の有効性評価を実施いたしました。

3【評価結果に関する事項】

以上の評価結果に基づき、私は、平成21年3月31日時点において、大成温調株式会社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。